

社会福祉法人日野友愛会

沖野原デイサービス

指定介護予防通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人日野友愛会(以下「本会」という)が開設する 沖野原デイサービス(以下「事業」という)の運営および利用について必要な事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等の従業者(以下「通所介護従業者」という)が社会的孤立感の解消及び身心機能の維持並びに利用者の家族の身体的負担の軽減を図るため要介護状態にある高齢者に対し利用者の意思及び、人格を尊重し利用者の立場に立った適正な指定通所介護を提供することを目標とする。

(基本方針)

第2条 本事業の従事者は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町、包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1)名称 沖野原デイサービス
- (2)所在地 滋賀県東近江市沖野三丁目 10 番 18 号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 通所介護従事者としての次の職員を置く。

- (1) 管理者 1名(常勤、兼務)

事業所と従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定介護予防通所介護の実施に関し尊重すべき事項において指揮命令を行う。又、管理者は、それぞれの利用者に応じて通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。

- (2) 生活相談員 1名以上

利用者の相談や利用計画、日程プログラム等のサービス調整を行う。

- (3) 介護職員 6名以上
利用者の日常生活の支援をし、特に入浴送迎の支援を行う。
- (4) 看護職員 1名以上(兼務)
利用者の健康管理、医療との連携支援を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上(兼務)
要支援状態の軽減又は、悪化防止の為に機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 (単位 1)月曜日から土曜日とする。
(但し、12月31日～1月3日は除く)
- (2) 営業時間 9時30分から15時30分までとする。
(サービス区分6時間以上7時間未満)

(定員)

第6条 1日に介護予防通所介護のサービスを提供する定員は、39名とする。

(指定介護予防通所介護の内容)

第7条 指定介護予防通所介護の内容は次のとおりとする。

- (1)相談、援助等
- (2)個別機能訓練
- (3)日常の世話(移動、排泄の介助、見守り等)
- (4)介護予防方法の指導(家族介護者教室)
- (5)健康状態のチェック
- (6)送迎サービス
- (7)入浴サービス
- (8)食事サービス
- (9)レクリエーション 並びに 機能回復訓練

(指定介護予防通所介護の利用料その他の費用)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払いを受けるものとする。ただし所得によっては2割又は3割の自己負担となる場合があります。

- 2 法定代理人受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)の額とする。
- 3 指定通所介護事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号掲げる費用の額の支払いを利用者から受けとることができる。

- (1) 食費 (おやつ代含む) 700円
- (2) 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

※通常の事業の実施地域を超えた時点より、100円/kmとする。

(3) おむつ代

パンツ式	130円
紙おむつ	100円
尿パット	100円

(4) 創作活動の材料費、屋外活動の入場等レクリエーションを行う必要な費用
・・・ 実費

(5) 前号に掲げるものの他、通所介護の提供に当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。・・・ 実費

4 前項の費用の額に係るサービスを提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を文書により確認するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、東近江市内のうち旧八日市市、旧蒲生町、旧湖東町、旧愛東町、旧永源寺町、旧五個荘町内の伊野部町、奥町、小幡町、木流町、新堂町、中町、平阪町、三俣町、山本町の区域、近江八幡市(旧：安土町内)の東老蘇、西老蘇、内野の区域、および日野町とする。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第10条 介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定予防通所介護を提供する。

(介護予防サービス等の変更の援助)

第11条 利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る包括支援センター等への連絡その他必要な援助を行う。

(サービス提供記録の記載)

第12条 指定介護予防通所介護を提供した際には、当該指定介護予防通所介護の提供日および内容、当該指定介護予防通所介護について、保険給付の額その他必要な記録を、利用者が所持する所定の記録書に記載する。

(介護予防通所介護計画の作成)

第13条 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した介護予防通所介護計画書を作成する。

2 それぞれの利用者に応じた通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明をする。

(利用者の介護)

第14条 介護にあたっては、利用者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。

2 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、

利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言、その他の援助を行う。

3 身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会の提供(入浴がさせられないときは清拭)

4 排泄の自立についての必要な支援

5 おむつ使用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え

6 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

7 身体的拘束廃止の推進に積極的に取り組み、身体拘束のもたらす弊害(身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生、精神的苦痛、人間としての尊厳の屈辱、介護スタッフの志気の低下、社会的不信等)を抑制することに努めます。

8 下記における身体拘束禁止の対象となる具体的な行為を、本人の状況等でやむなく必要とされた場合、本人家族に了承を得たうえ、記録を残すこととする。

『身体拘束禁止の対象となる具体的な行為』

○徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

○自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。

○転倒しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

○点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。

○点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

○車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。

○立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような、いすを使用する。

○脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を使用する。

○他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。

○行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。

○自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。

ただし、切迫性、利用者本人又は他の利用者等の生命は又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いときは緊急やむを得ず一時的に介護計画に基づき、同時に本人又は家族の同意を得て身体拘束を行う。

(衛生管理)

第 15 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水については衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2 当該事業所において感染症が発生し、又まん延しないように必要な措置を講ずるように努める。

(人権への配慮)

第 16 条 開設者は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努める。

2 利用者の人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の

整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保する。

(掲示)

第 17 条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他のサービスの選択に必要な重要事項を掲示する。

(個人情報の保護)

第 18 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 介護従事者においては、介護従事者で無くなった場合においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

(秘密保持等)

第 19 条 通所介護従事者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

2 通所介護従業者であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らす事がないよう、必要な措置を講じる。

3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとする。

(苦情処理)

第 20 条 提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 提供した指定通所介護に関し、市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して、市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定通所介護に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 苦情を受け付けた場合、必ず苦情の内容を記録し保管する事

(会計の区分)

第 21 条 指定介護予防通所介護の事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防通所介護事業の会計とその他の事業の会計区分する。

(記録の整備)

第 22 条 設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

(緊急時等における対応方法)

第 23 条 指定介護予防通所介護事業者は、現に指定介護予防通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族関係者への連絡了承の上、速やかに主治の医師への連絡を行う等必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第 24 条 利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

2 利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 25 条 事業所は虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ることとする。

2 事業所は虐待防止のための指針を整備する。

3 事業所は、職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

4 事業所は、上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

(業務継続計画)

第 26 条 事業所は、担当者を配置し常務継続のための体制の構築、整備を実施するとともに、関係者の連絡先、連絡フォローの整理を行うこととする。

2 事業所は感染症、災害などに関する最新情報の収集、対策の徹底、職員、利用者の体調管理、施設内出入りの者の記録管理、応援派遣の手続きなどの繁栄を行う。

3 事業所は個人防護服、消毒剤、衛生材料などの在庫量・保管場所の確認と一定量の備蓄を用意しておくこととする。

4 業務継続計画を関係者と共有し、平時から業務継続計画の内容に関する研修、シュミレーション訓練を行うこととする。

(身体的拘束等の適正化)

第 27 条 事業所は利用者及び他の利用者の生命・身体を保護するために緊急やむ得ない場合を除き、利用者へ身体的拘束等の行動を制限する行為は行ってはならない。

2 緊急やむ得ない場合に該当するかの判断は事業所内の身体的拘束等適正化検討委員会の協議のもと決定する。

3 緊急やむ得ない場合と判断した場合は利用者本人や家族に対し、拘束の内容・目的・理由・時間・時間帯・期限等の詳細を説明し同意を得た後に実施するものとする。

4 身体的拘束等適正化検討委員会を指針に基づき設置し 3 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、定期的な研修(年 2 回以上)を行い、介護職員その他の従業者に周知し徹底する。

(非常災害対策)

第 28 条 非常災害に関する『非常災害対策計画』を立てておくとともに、非常災害にそなえるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 非常災害発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設などとの連携および協力を行う体制を構築するよう努める。

3 開設者は、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する『非常災害対策計画』を作成する。

4 管理者は、非常災害の発生の関係機関への通報および連絡体制を整備する。

(地域との連携など)

第 29 条 指定介護予防通所介護事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

(介護予防通所介護の質の向上)

第 30 条 指定介護予防通所介護事業者は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を設け、又業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用 3 ヶ月以内

(2)継研修 年 2 回

(附則)

- この規程は、平成18年 8月 1日より 施行する。
- この規定は、平成18年12月 1日から改正施行する。
- この規定は、平成19年 3月 1日から改正施行する。
- この規定は、平成19年 4月 1日から改正施行する。
- この規定は、平成19年 7月 1日から改正施行する。
- この規定は、平成20年 4月 1日から改正施行する。
- この規定は、平成20年 8月 1日から改正施行する。
- この規定は、平成20年10月15日から改正施行する。
- この規定は、平成21年 3月15日から改正施行する。
- この規定は、平成21年 5月10日から改正施行する。
- この規定は、平成24年 4月 1日から改正施行する。
- この規定は、平成25年 4月 1日から改正施行する。
- この規定は、平成27年 4月 1日から改正施行する。
- この規定は、平成29年 4月 1日から改正施行する。
- この規定は、平成30年 4月 1日から改正施行する。
- この規定は、平成30年 8月 1日から改正施行する。
- この規定は、令和 6年 4月 1日から改正施行する。